

常滑市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、本市が発注する週休2日制工事の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- (2) 工事完了日 完了届提出日
- (3) 休日取得率 対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合
- (4) 一般土木工事等 (5)から(7)までに示す工事以外の工事
- (5) 港湾・漁港工事 諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は港湾・漁港工事に係る海岸工事
- (6) 農地工事 土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事
- (7) 建築工事 公共建築工事費積算基準を適用する工事

(対象工事)

第3条 市が発注する工事で、令和6年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む。）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事（週休2日制工事の形式）

第4条 週休2日制工事は、次の対象期間における日数の28.5%（2/7）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

(1) 対象期間

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び量はこの期間に含む。）

イ 後片付け期間（施工完了日の翌日から工事完了日までの期間）

- ウ 夏季休暇（3日間）
- エ 年末年始休暇（6日間）
- オ 工場製作のみの期間
- カ 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週
- キ 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週
- ク 工事全体を一時中止している期間
- ケ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(2) 休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、土曜日を休工とするよう努めるものとする。

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。
 - ア 本要領の対象工事であるか否か。
 - イ 対象工事の場合で、第4条(1)ケに該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合は、その理由
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成のうえ、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- (5) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (6) 発注者において、週休2日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、4週6休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 週休2日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5%（2／7）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。

- (2) 休日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと。
- ア 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。
 - イ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。
- (3) 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価表の「7.法令遵守等」のうち「9.その他」の項目において、2点減ずる。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

- (1) 港湾・漁港工事以外の工事については、次により補正を行うものとする。

ア 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

イ 補正率

それぞれの経費に、次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計な等、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(農地工事・建築工事以外の工事)

休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙1による

(農地工事)

休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.05	1.07	1.09

※市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙1による

(建築工事)

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※1 市場単価と補正市場単価は、別紙2表1～3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※2 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別紙2表1～3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(2) 港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする（別紙4参照）。

ア 休工状況の適用区分

経費補正を行う休工状況の適用区分は4週8休以上とし、次のとおりとする。

(ア) 4週8休以上

契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬までの6日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までとする。

イ 補正率

それぞれの経費に、次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※市場単価の補正対象及び補正係数は、別表3による

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（建築工事、漁港・港湾工事以外）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

表1 建築工事の補正率

工種	適用※	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

表2 電気設備工事の補正率

工種	適用	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

表3 機械設備工事の補正率

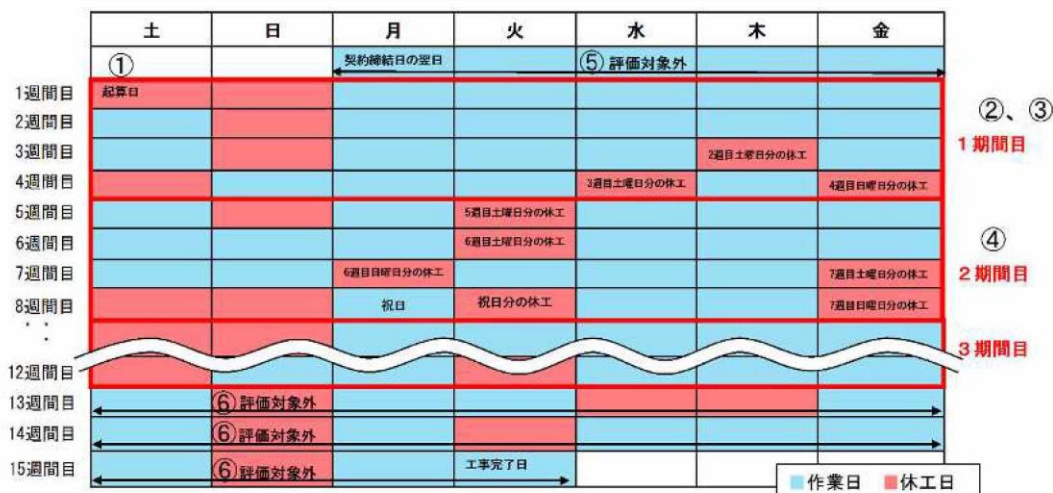
工種	適用	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

第7条(2) 関係 (港湾・漁港工事)

注) 工事成績評定の評価に係る休暇取得率の算出方法は第6条参照。

1 (参考) 休工状況の確認方法 (週休2日の取得に関する費用の計上)

- ① 起算日は、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の休工日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に休日が1日ある場合は、その期間に9日間の休工日があることを確認する。
- ⑤ 契約締結日の翌日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、契約締結日の翌日の週は対象としない(例えば、月曜日が契約締結日の翌日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日(完了届提出日)直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日(完了届提出日)の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。



2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工 (水中施工)	1.04
21	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ベトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05